

川越市における市民と行政の協働に係る調査研究報告書(概要)

<p>なぜ協働が必要なのか</p>	<p>協働が求められる背景</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>少子高齢化の進行による市民ニーズの多様化・高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金などの社会保障制度への不安 ○ 増加する高齢者福祉への対応 ○ 次世代を担う子どもたちの健全な育成 <p>よりきめ細かな質の高い公共サービス</p> <p>市民と行政が、それぞれの能力を生かし、役割を分担して課題の解決に取り組む「協働」が必要</p> <p>問われる公共サービス提供のあり方</p> <p>より一層の市民参加の推進</p> <p>自立性の高い行財政運営</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>地域活動の広がり・住民自治の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民のまちづくりへの参加意識の向上 ○ 団塊世代の能力を生かした地域づくりへの期待 ○ 住民自治の充実(地方分権の進展) </div> <div style="width: 45%;"> <p>厳しい財政状況・地方分権の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権一括法による権限移譲 ○ 三位一体改革による税源移譲 </div> </div> </div> <div style="width: 45%;"> <p>「行政」と「公共」の領域はほぼ一致</p> <p>「公共」の範囲の拡大</p> <p>「行政」の範囲の相対的縮小</p> <p>「行政」と「公共」の範囲にズレ</p> </div> </div>
<p>協働とは</p>	<p>協働の定義 (第三次川越市総合計画より要約) 協働とは、市民と行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合うこと。</p> <p>協働の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働とは、改めて「公共」のあり方を見直しすることにより、地域の課題解決や求められる公共サービスの提供を、各主体の特性を生かし最も効率的かつ効果的な方法により実現しようとするもの ・ 協働とは、市民が主体となったまちづくりやより良い公共サービス提供のための手段のひとつであり、それ自体が目的ではない。 ・ 市民の立場に立った、市民が納得し満足できる公共サービスを提供し、誰もが住みやすい地域社会をつくるのが協働の目的である。 <p>協働の主体 市民、民間団体(地域組織・市民活動団体)、事業者(公益法人・企業・大学)、行政</p> <p>協働事業の形態 補助・助成、共催、委託、後援、情報交換、実行委員会・協議会、事業協力、計画立案への参画</p> <p>協働による効果 公共サービスの向上、地域の課題解決、住民自治の充実、行政内部の変革</p> <p>協働が適している事業 きめ細やかで柔軟に対応する必要がある事業、専門性を必要とする事業、地域の実情に合わせて進める必要がある事業など</p>
<p>協働の現状</p>	<p>協働事業の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動分野別では、「教育・文化・スポーツ」、「保健・医療・福祉」が多い。(約75%) ・ 協働形態別では、「補助・助成」、「共催」、「事業協力」、「委託」が多い。(約92%) ・ 協働の相手別では、「市民活動団体」、「公益法人」、「地域組織」が多い。(約93%) <p>職員の意識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働に対する関心は高いが、その理解や認識が十分とは言えない。 ・ 行政運営上、協働の推進が重要であると認識している。 ・ 協働を推進するために、理解の醸成、ルールやしきみづくり、役割分担の明確化、情報の共有化などが必要であると考えている。 <p>他市の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの自治体が、協働に対する基本的な考え方や協働事業の進め方などを示す条例や指針などを策定するとともに、庁内における推進体制の整備や協働事業を拡大していくための各種制度の導入を段階的に実施している。 ・ 協働に対する考え方などを示す明文規定(条例の制定、指針の策定、ガイドブック等)の設置状況は、中核市35市中27市(77%)が設置済みであり、策定予定の5市を含めると、32市(91%)が設置することになる。 ・ 本市における各種制度の導入状況は、計画段階では導入が進んでいるが、実行段階においては、あまり進んでいない。 <p>日常生活に関係が深い分野では、協働の主体となる組織が多く、相手先の特性を生かした協働が進んでいる。</p>
<p>推進する上での課題</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>(1) 各主体が互いを 知り理解する</p> <p>地域に根ざした地域組織、専門性の高い市民活動団体と行政が互いの特性を理解する。</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>(2) 各主体が協働 に対する共通認識を持つ</p> <p>協働とは何か、何のために協働するのかなど協働に対する基本的な考え方を共有する。</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>(3) 協働を推進する 上での基本的なルールをつくる</p> <p>協働する際に、お互いに遵守すべき原則(ルール)を定め、確認し合う。</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>(4) 協働事業を拡大 していくためのしきみをつくる</p> <p>協働を実践する中で適切な関係が築け、新たな発想が生まれる。</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>(5) 職員の意識向上 を図る</p> <p>職員の協働に対する意識を高め、行政サービスの質を向上させる。</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>(6) 市民活動の拠点 を整備する</p> <p>市民活動の場を確保することにより、自主的な活動及び団体相互の交流を促進する。</p> </div> </div>
<p>今後の進め方</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>(1) 協働のルールづくり</p> <p>協働の基本的な考え方や協働する上での基本的なルールを定める「指針」を作成する。</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>(2) 協働を推進するためのしきみづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> ① モデル事業(提案公募型委託事業)の実施 ② 協働マニュアル(協働事業の進め方、委託契約の方法など)の作成 ③ ボランティア登録制度、協働事業提案制度など各種制度の検討 </div> <div style="width: 15%;"> <p>(3) 情報の共有化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報提供の充実 ② 市民活動に係る情報の共有化 </div> <div style="width: 15%;"> <p>(4) 庁内推進体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全庁的な推進体制の整備(推進員制度など) ② 研修の充実 </div> <div style="width: 15%;"> <p>(5) 活動拠点の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域活動拠点の整備 ② NPO支援施設の整備 </div> </div>